

福井市未来を拓く奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市未来を拓く奨学金返還支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、市内中小企業への就職を促進するため、本市の未来を担う若者の奨学金の返還を支援することにより、UIターンにつなげ、市内中小企業の人材確保を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1)「大学等」とは、大学、短期大学、大学院、高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。
- (2)「奨学金」とは、独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金及び福井県大学奨学金をいう。ただし、海外留学のための奨学金を除く。
- (3)「市内中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業のうち、福井市内に本社又は本店を有するものをいう。ただし、福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員により営業され、又は支配されているものを除く。
- (4)「正規雇用」とは、次のいずれにも該当する雇用形態をいう。
 - ア 期間の定めのない雇用であること。
 - イ 1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する通常の労働者をいう。）と同等の労働契約を締結していること。
 - ウ 雇用保険の一般被保険者として雇用されていること。
 - エ 被用者年金及び健康保険に加入していること。

(支援対象者)

第4条 補助金の支援対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1)認定の申請時の属する年度の4月1日時点において、年齢が30歳未満の者であること。
- (2)奨学金の返還を予定している又は現に奨学金の返還をしている者であること。
- (3)福井県UIターン奨学金返還支援制度の交付対象とならない者であること。
- (4)次のア又はイのいずれかに該当する者であること。
 - ア 大学等に在学中であって、認定の申請時の属する年度に大学等を卒業する見込みであること。
 - イ 既に大学等を卒業し、認定の申請時の属する年度又は認定の申請時の属する月から3月前までの間に福井市外に在住しており、かつ、認定の申請時の属する年度又は認定の申請時の属する月から3月前までの間に、市内中小企業に正規雇用されていない期間があること。

(支援対象者の認定の申請)

第5条 支援対象者の認定を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに、福井市未来を拓く奨学金返還支援事業補助金支援対象者認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1)住民票の写し（ただし、前条第4号のイに該当する者においては市外に住所を有していたことを証明できる書類）
- (2)奨学金貸与証明書又はこれに準ずる書類
- (3)大学等の在学証明書又は卒業証明書
- (4)その他市長が必要と認める書類

（支援対象者の認定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、認定するときは、福井市未来を拓く奨学金返還支援事業補助金支援対象者認定決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査により認定しないときは、福井市未来を拓く奨学金返還支援事業補助金支援対象者認定却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（支援対象者の辞退等）

第7条 支援対象者は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を福井市未来を拓く奨学金返還支援事業補助金支援対象者認定辞退届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

- (1)本補助金による支援を辞退しようとするとき。
- (2)第12条に規定する交付の申請を、認定の申請時の属する年度の翌年度までにしなかったとき。
- (3)第12条に規定する交付の申請を行うときまでに市内に住所を有していないとき。
- (4)市内中小企業に該当しない事業所等に就業したとき。
- (5)自己都合による離職後、市内中小企業に正規雇用により就業せずに、離職の属する月から3月を経過したとき。
- (6)会社都合による離職後、市内中小企業に正規雇用により就業せずに、離職の属する月から12月を経過したとき。
- (7)奨学金の返還が全額免除されたとき。
- (8)福井県UIターン奨学金返還支援制度の交付決定を通知されたとき。

（支援対象者の認定の取消し）

第8条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、支援対象者の認定を取り消すことができる。

- (1)前条の規定による届出があったとき。
- (2)前条第2号から第8号までに該当するとき。
- (3)虚偽その他不正の手段により支援対象者としての認定を受けたとき。
- (4)奨学金の返還を3月以上滞納したとき。
- (5)第17条に定める調査等に協力しなかったとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を福井市未来を拓く奨学金返還支援事業補助金支援対象者認定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（交付対象者）

第9条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次のい

れにも該当する者とする。

- (1)市内中小企業に正規雇用されていること。
- (2)大学等在学中に奨学金の貸与を受けた者で、自ら奨学金を返還していること。
- (3)補助対象となる奨学金の返還を滞納していないこと。
- (4)市内に住所を有する者であること。
- (5)市税の滞納がないこと。
- (6)福井県UIターン奨学金返還支援制度の交付対象とならない者であること。
- (7)奨学金返還に関する他の補助金を受けていないこと。
- (8)福井市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (9)第6条に規定する認定を受けていること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第10条 補助金の対象となる経費は、補助金の交付の申請の日(以下「交付申請日」という。)の属する年の前年の1月1日から12月31日までの期間において、交付対象者が奨学金を返還した額とする。

2 補助金の上限額は、補助対象となる期間に応じて、次のとおりとする。ただし、繰上返還をした場合は、通常の返還期間に換算した上で、20万円を限度に上限額を決定する。

対象期間	1か月	2か月	3か月	4か月
上限額	1.6万円	3.3万円	5万円	6.6万円
対象期間	5か月	6か月	7か月	8か月
上限額	8.3万円	10万円	11.6万円	13.3万円
対象期間	9か月	10か月	11か月	12か月
上限額	15万円	16.6万円	18.3万円	20万円

3 前2項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第11条 補助金の交付の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、交付対象者が認定を受けた月の翌月以降で、市内中小企業に就業した日の属する月又は奨学金の返還開始日が属する月のいずれか遅い月から起算して5年間(60か月)を上限に、当該奨学金の返還が完了するまでの間とする。なお、補助対象期間中に交付対象者に子が生まれた場合、補助対象期間について1年間(12か月)を上限に、1回限り延長する。

(交付の申請)

第12条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年度1月1日から1月31日までの間に福井市未来を拓く奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1)住民票の写し
- (2)市税の納税証明書
- (3)在職証明書(様式第7号)
- (4)補助対象期間のうち、交付申請日の属する年の前年の1月1日から12月31日までの期間において、返還した奨学金の額を証明できる書類
- (5)大学等の卒業証明書(認定の申請時又は以前の交付の申請時に、未提出の者に限る。)
- (6)その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第13条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、これを正当と認めるときは補助金の交付の決定及び額の確定をし、福井市未来を拓く奨学金返還支援事業補助金交付決定兼額の確定通知書(様式第8号)により、申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第14条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、福井市未来を拓く奨学金返還支援事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の請求があったときは、速やかに請求者に補助金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第16条 市長は、偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けた者があるときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 第13条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合に準用する。

(調査等)

第17条 市長は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、支援対象者に対して関係書類の提出を求め、又は聞き取り若しくは訪問調査等を行うことができる。

2 補助金の支援対象者は、前項に定める市長の調査等に協力しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。